

# 合葬式施設整備基本計画（素案）

平成28年〇月

旭川市

---

## 目次

---

1	基本計画の策定	1 P
(1)	策定の背景・趣旨	
(2)	施設整備に当たっての基本的な考え方	
(3)	基本計画の枠組みと整備期間	
2	現状と課題	3 P
3	合葬式施設の必要性	5 P
4	合葬式施設の基本コンセプト	6 P
(1)	“市民のお墓”	
(2)	地域の特色を生かした施設	
(3)	将来に負担をかけない施設及び管理方法等	
5	施設概要	7 P
5-1	施設を整備する場所	
5-2	施設規模	
5-3	施設形態	
5-4	モニュメントの制作について	

---

---

6 管理・運営について・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 P

6-1 管理方法

---

6-2 埋蔵者の確認方法

---

6-3 トイレ・駐車場・休憩所等

---

6-4 その他

---

---

---

7 使用料等・・・・・・・・・・・・・・・・ 14 P

7-1 使用料

---

7-2 使用者の範囲

---

7-3 生前予約

---

---

---

8 整備スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 P

---

---

9 概算事業費・・・・・・・・・・・・・・・・ 16 P

<資料>

資料1 墓地，合葬式施設に関する市民アンケート調査についての集計結果

# 1 基本計画の策定

## (1) 策定の背景・趣旨

少子高齢化が進行する我が国においては、平成17年に死亡者数（約108万4千人）が出生数（約106万3千人）を上回り、死亡者数の増加に伴うお墓の需要の増加が見込まれる一方、墓の継承者がいないという問題が深刻化しつつあります。

高度経済成長期以降の核家族化に加え、非婚化、離婚率の上昇等により家族形態は多様化し、お墓を代々継承していくことが当然であるといった価値観・文化は崩れ始めています。このように、家族による継承を前提とした墓制度の維持が困難になってきている中、家族が祖先祭祀の役割を果たせなくなったとしても、死者の尊厳を守り、死者が安らかに眠ることのできるような墓の在り方が模索されてきております。

旭川市においても、こうした課題は例外ではなく、また、墓の継承に不安を抱く市民等から共同で利用できる合葬式施設の建設を望む声が多数寄せられたため、平成27年度から合葬式施設の整備について調査をはじめ、市民アンケートの実施、地域まちづくり推進協議会からの意見聴取、まちづくり対話集会での意見交換などにより市民の声を聞かせていただきました。

さらに、さまざまな視点から検討を進めるために、旭川市合葬式施設検討会議を開催し、その結果につきましては、意見集として市に提出していただきました。

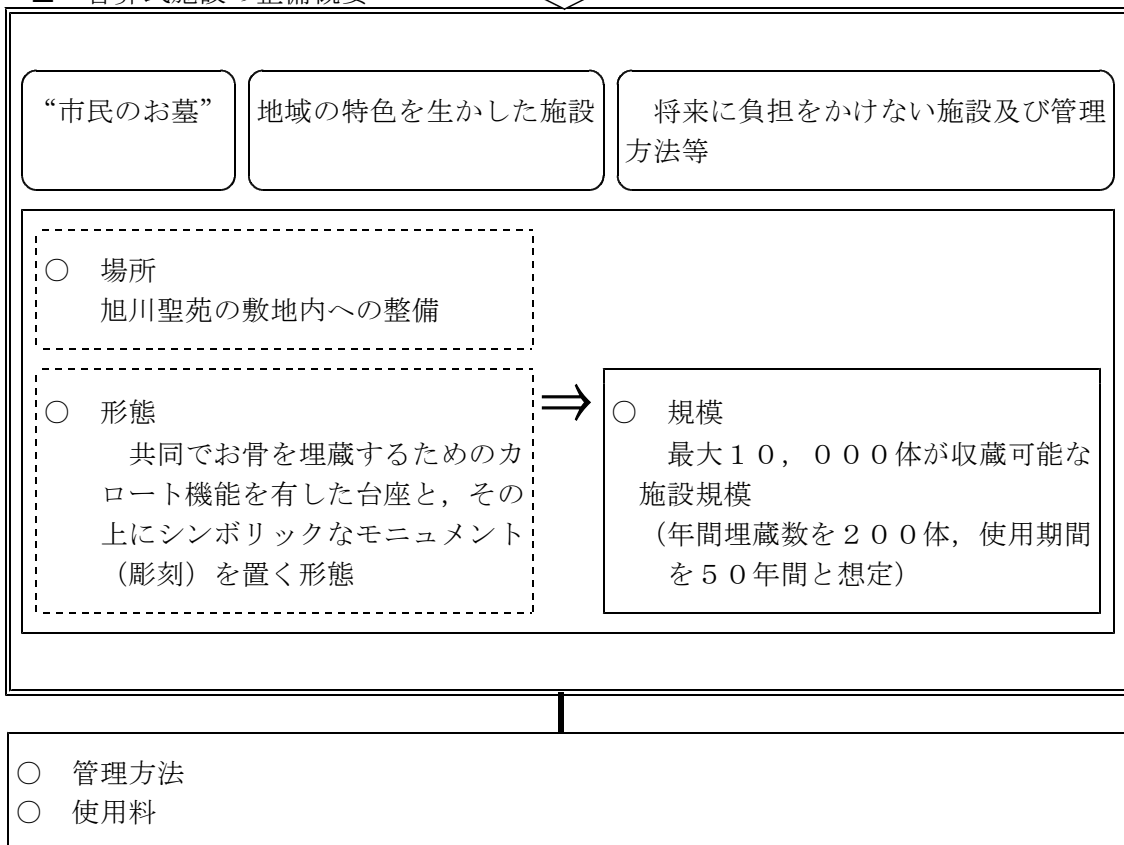
この「共同利用できる合葬式施設基本計画」は、こうして得られた多くの御意見を踏まえ、市民が安心して暮らせる環境づくりを進めるために必要な施設として、市民に親しまれ、市民が誇れる合葬式施設の在り方、整備方針について策定するものです。

合葬式施設の整備方針（全体像）

■ 合葬式施設の在り方



■ 合葬式施設の整備概要



## (2) 施設整備に当たっての基本的な考え方

合葬式施設※1は、次の考え方に基づき整備を進めます。

※1 合葬式施設とは、一つのお墓に多くのご遺骨（火葬骨）を共同で埋蔵（合葬）するものです。合葬墓、合同墓、合祀墓などと呼ばれることもあります。

### ■ 基本的考え方1 安心な暮らしの確保に必要な施設

共同利用できる合葬式施設は、お墓を引き継ぐこと等に不安を感じる市民や価値観の多様化等に対応する有効な手段であり、将来にわたって、豊かな市民生活を実現するために必要な施設である。

### ■ 基本的考え方2 早期整備が求められる施設

合葬式施設を望む市民の声や既にお墓の承継の問題を抱えている市民がいる中で、市民誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めるためには、早期に整備すべき施設である。

### ■ 基本的考え方3 旭川聖苑の敷地内が最適地

合葬式施設を整備する場所は、早期整備と施設の方向性を実現できる環境を踏まえ、旭川聖苑とする。

### ■ 基本的考え方4 シンボル性の高い施設

公園的要素やモニュメントなどにより簡素であってもシンボル性が高い施設とする。

## (3) 基本計画の枠組みと整備期間

本計画は、共同利用できる合葬式施設の必要性や整備に当たっての基本コンセプト、その実現のための施設概要、管理方法、使用料等の考え方などで構成しています。

なお、整備期間については、平成30年度までの計画とします。

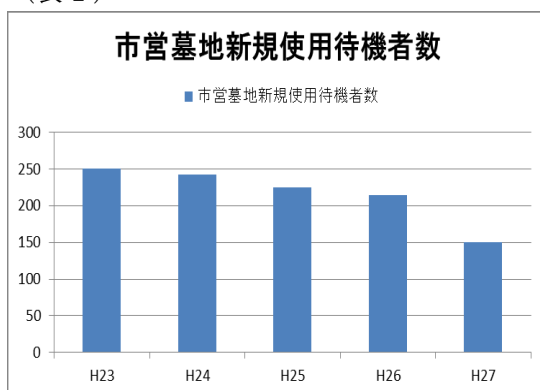
## 2 現状と課題

お墓に対する意識に関する市民アンケートや地域まちづくり推進協議会、まちづくり対話集会、旭川市合葬式施設検討会議での意見交換の結果などから、本市における現状と課題や市民ニーズについて、次のとおり整理しました。

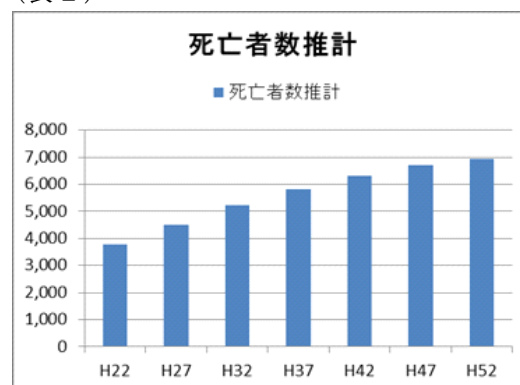
### ◆ お墓の需要

市営墓地の新規使用申請の待機者が解消されない現状がある中で、本市においても高齢化に伴い死亡者数が増加することが予想され、新たなお墓の需要が増加していくことへの対策が必要となります。(表1、表2参照)

(表1)



(表2)

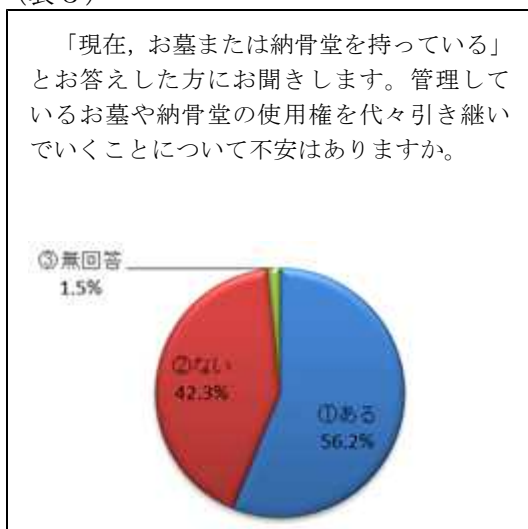


### ◆ 承継への不安

少子高齢化、核家族化等の進行により、お墓の使用権を引き継ぐことへの不安を抱える市民が多いことがうかがえます。

承継する者がいなくなることは、お墓の無縁化の増加につながるなど、市営墓地の適正な維持管理に支障をきたすおそれがあります。(表3、表4、表5参照)

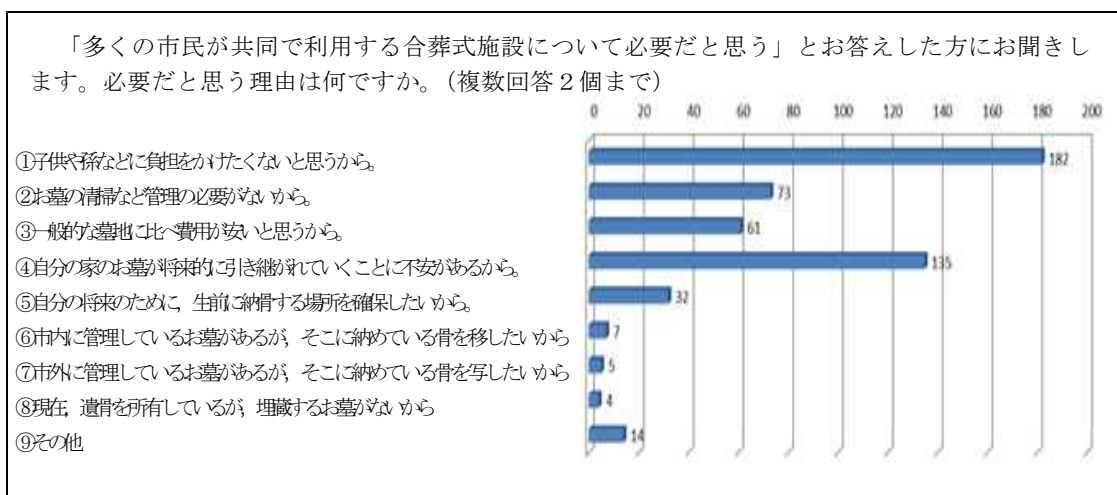
(表3)



(表4)



(表5)



### ◆ 価値観の多様化

昨今、納骨堂や合葬式施設などが全国的に広がっていることから、家のお墓は子孫が代々管理していくという考え方や、家ごとのお墓にこだわらない共同利用を許容する意識の広がり等、市民の価値観が多様化してきていることがうかがえます。

こうしたライフスタイルの変化に応じた多様な形態のお墓を選択できる環境が必要です。



## ◆ 市民ニーズ

合葬式施設については、特に最近、市民からの問い合わせが増えており、平成27年度に実施した市民アンケートにおいても、合葬式施設への要望に関して、合葬式施設が必要だと思う方が7割を超えていることや、本市に合葬式施設があれば利用したいと思う方が4割を超えていることなどから、施設に対するニーズが高いことが分かりました。  
(表6、表7参照)

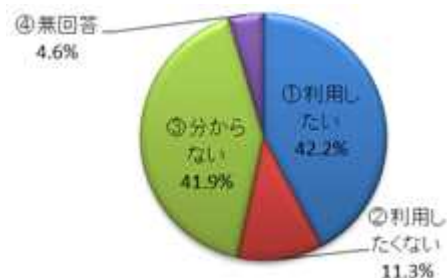
(表6)

近年、少子高齢化の進行や価値観の多様化等を背景として、お墓の承継に不安等を感じる市民の方々から、承継を前提としない共同利用できる合葬式施設に関する要望が増えています。あなたは、このような多くの市民が共同で利用する合葬式施設について本市に必要だと思いますか。



(表7)

本市に合葬式施設があれば、利用したいと思いますか。



### 3 合葬式施設の必要性

お墓に関する課題を解消し、また、市民ニーズに応えるため市営の合葬式施設を整備します。

ライフスタイル、価値観の多様化や超高齢社会の進行等、社会を取り巻く環境が急速に変化している現状において、お墓に関する課題は、今後ますます複雑化、深刻化すると思われま

す。その上で、安心して暮らせる環境づくりの一つとして、お墓に関する課題を早期に解決していくことは市の責務であり、承継等への不安を解消することや、埋蔵方法の選択肢を広げるなどによって、合葬式施設を整備を求める市民のニーズに対応していくことは極めて重要です。

合葬式施設は、一つのお墓に多くの遺骨を共同で埋蔵するものであり、お墓の管理についても個別に行うものではないことから、承継への不安や価値観の多様化などの課題や市民ニーズに対応できる、現時点において特に有効な施設です。

## 4 合葬式施設の基本コンセプト

施設の場所、規模、形態、管理方法等は、次の基本コンセプトに基づくものとします。

### (1) “市民のお墓”

合葬式施設は、市民が共同で利用できるという形態から“市民のお墓”といえるものであり、多くの市民が眠るお墓として、親族が故人を偲ぶといった目的のほか、誰もが気軽に訪れ、先人、先祖を敬うことができ、そして、憩いと安らぎを感じられるような施設とします。

この際、誰もが使用できる施設として特定の宗教色を感じることのない中立性や、広く地域全体に開かれた市有施設としての公共性、市民の選択肢の幅を広げる中で既に市内に設置されている民間施設との役割分担などに配慮した施設とします。

### (2) 地域の特徴を生かした施設

市民のお墓としての分かりやすさはもとより、その場に立った者が、ふるさと旭川に対して、様々な思いを巡らせることができ、郷土愛を育むとともに未来への希望を抱くことができるよう、地域特性、特徴を生かした施設とします。

旭川らしさを感じられるようにするため、例えば、施設からの見晴らしや施設自体が持つ周囲の景観との調和などに気を配るとともに、施設のデザインにも地域独自の工夫を加えるなど、長期にわたって市民に愛され、また、誇りに思える施設づくりを目指します。

### (3) 将来に負担をかけない施設及び管理方法等

多様化する市民ニーズのすべてに対応することは現実的に難しく、また、今後、お墓に対する意識が変わってくることも想定されるため、将来に過度な負担がかからない施設の在り方や管理方法とします。

## 5 施設概要

### 5-1 施設を整備する場所

旭川聖苑の敷地内に整備します。

合葬式施設は、「旭川市墓地，埋葬等に関する法律施行条例」等に規定する墓地等の施設であるため，それらの設置基準を満たすとともに，新たに用地を求める場合には，付近住民への説明及び理解・同意が必要です。

合葬式施設を早期に整備するためには，これらの条件を満たす場所を選定する必要があります。このため，新たな用地取得を伴わない「市営墓地」又は「旭川聖苑」内の未利用地の活用を優先するとともに，基本コンセプトの実現性等から総合的に判断し，旭川聖苑の敷地内に整備するものとします。

- ◆ 旭川聖苑は，市営墓地内の遊休地に比べ広い土地を確保することができる。  
できるだけ広い土地を確保することで，施設や修景のデザインの幅を広げることが可能となり，合葬式施設を訪れる人が安らぎの感情を抱ける空間づくりに有利である。
- ◆ 旭川聖苑は，市内に唯一の火葬場として，全市民で共有する財産であり，公共性や中立性に優れた場所と言える。
- ◆ 大雪山など市民が日ごろから親しんでいる自然等，周囲の景観について優れており，地域の特色を活かした施設として旭川らしさがイメージできる。
- ◆ 既存施設の活用が可能であり，将来に負担をかけない施設及び管理方法等の実現に有利である。

## ○ 市営墓地

場所	神居墓地	近文墓地	永山墓地
所在地	神居町神岡	字近文6線1号	永山町9丁目
確保可能面積	約20㎡	約20㎡	約280㎡

場所	愛宕墓地	旭山共同墓地	2号墓地	3号墓地
所在地	豊岡10・11条4丁目	東旭川町倉沼	春光台5条6丁目	東鷹栖6線11号
確保可能面積	—	約100㎡	約150㎡	約280㎡

## ○ 旭川聖苑（所在地 旭川市東旭川町倉沼）

場所	①・④丘陵	②平地	③駐車場奥・高台
確保可能面積	約100㎡	約400㎡	約500㎡

※ 場所は次ページ図1を参照

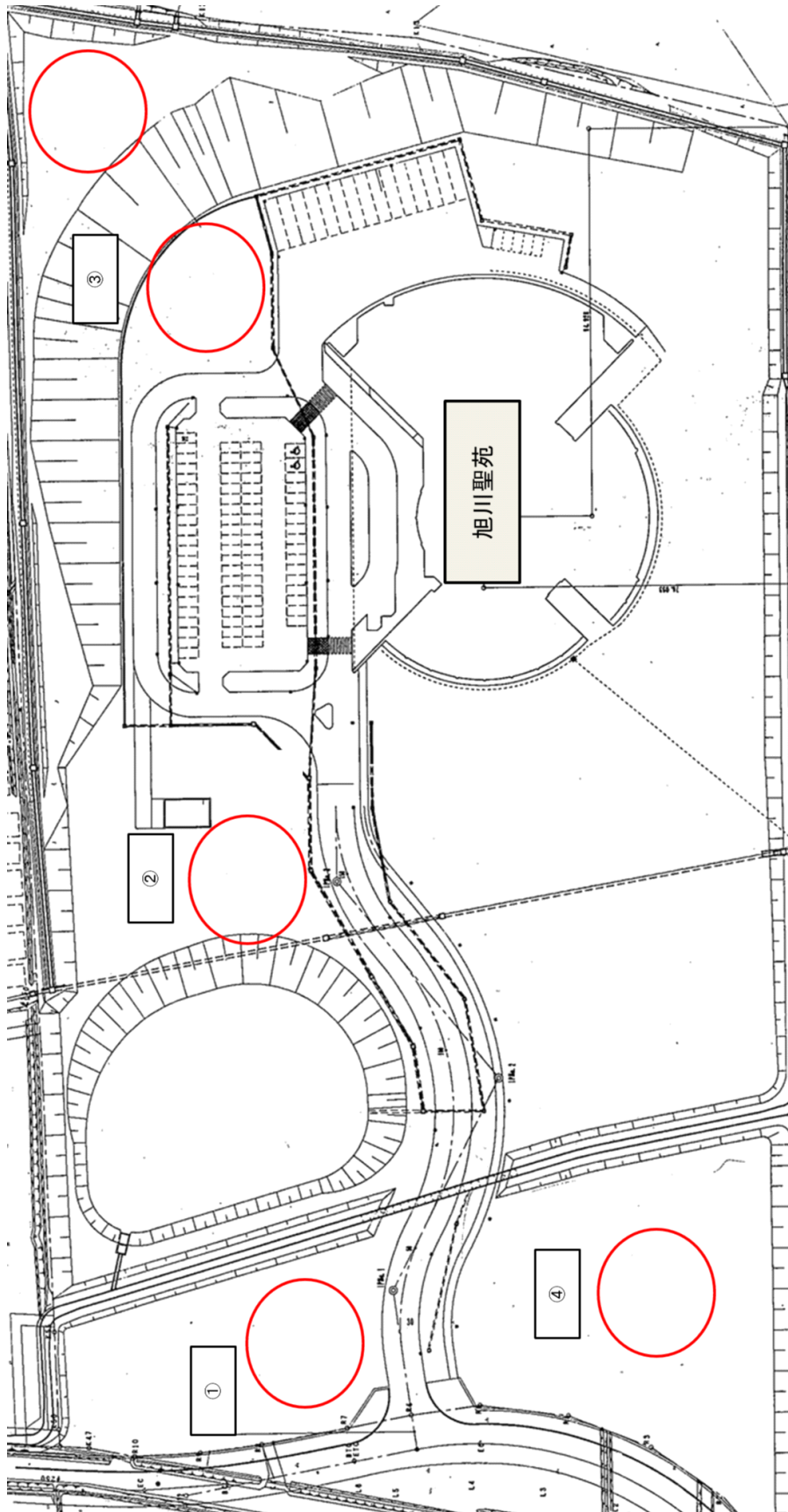
また、旭川聖苑内では、複数の候補地がありますが、

- 周囲の景観を見ながら墓参ができる動線の整備
- 高齢者や障害のある方も支障なく墓参できる環境の確保
- 工事費用
- 工事期間

などの要素を踏まえた上で、最も早期に整備可能な場所として、調整池の横から浄化槽付近の空き区画に整備します。

(図1 ②部分)

(図1)



- ① 丘陵  
敷地の入り口付近。丘陵になっており，確保面積は小さい。
- ② 平地  
敷地内の中心付近。近くに浄化槽があるが，平地で駐車場にも近い。
- ③ 高台  
敷地内の左奥付近。高台のため見晴らしはよいが，高低差がある。
- ④ 丘陵  
敷地の入り口付近。丘陵になっており，確保面積は小さい。既に庭園風に整備されている一部であり，合葬式施設のデザインとの調整が難しい。

## 5-2 施設規模（埋蔵数）

最大10,000体が収蔵可能な施設規模とします。

施設の規模については、確保できる用地を考慮しながら、併せて道内他市の先進事例として、10万人以上の市で合葬式施設を整備している札幌市、帯広市、小樽市、北見市、江別市などの収蔵可能数等を参考とします。

具体的には年間埋蔵数を200体、使用期間を50年間と想定し、最大10,000体が収蔵可能な施設規模とします。

## 5-3 施設形態

施設本体は、共同でお骨を埋蔵するためのカロート（遺骨を納める部分）機能を有した台座と、その上にシンボリックなモニュメント（彫刻）を置く形態とします。

基本コンセプトを踏まえた施設形態として、次の要素が実現できる施設とします。

- ◆ 共同で利用する市民のお墓としての公平性・平等性や整備費及び維持管理費等を勘案し、お骨は同一のカロートに納めることとします。
- ◆ 簡素であってもシンボル性が高い施設とすることで、市民が安らぎとともに郷土への愛着や誇りを感じ、将来にわたってこの施設（お墓）を大事に守っていくという気持ちを抱ける形態とします。
- ◆ 墓碑部分については、施設のシンボルとなり、市民から長く愛されるものとして、従来のお墓に見られるような墓石に文字が刻まれるだけのものではなく、広く人々に受け入れられるモニュメント（彫刻）を設置します。

- ◆ 公園的な要素を取り入れるなど，開放的で明るいイメージを打ち出すことにより，誰もが気軽に集える場となり，寂しい感じがしない施設とします。
  
- ◆ 外構部分については，モニュメントや地域の特色が活かされるよう，旭川聖苑の周囲に隣接する旭山公園の樹林などの景観と調和する施設とします。

〈パース〉



## 5-4 モニュメントの制作について

### (1) デザインコンセプト

洗練された質感やたたずまいが周囲の自然，景観と調和する美しさによって，

訪れた者が安らぎを感じ，  
先人やふるさと旭川に思いをさせ，  
そして未来へのメッセージを込めた象徴としてふさわしい  
形，色彩であること

そのためにも，将来にわたって長く，誰からも受け入れられるための抽象性，普遍性を持ったデザインであること。

### (2) 制作方法

モニュメントは，合葬式施設の早期整備の視点とともに，作家の作風とデザインコンセプトとの整合性を踏まえた上で，施設全体のデザインとの調和，統一感等に留意することが重要であるとの考えから，台座・外構部分の施工と併せてレイアウト，デザイン等の監修を行える作家に依頼するため，オーダーメイド方式により制作します。

具体的な作家の選定に当たっては，より客観的な合理性，納得性が得られるよう，旭川市合葬式施設整備懇談会※<sub>2</sub>の意見を尊重するとともに，複数の判断材料から総合的に決定します。

- ・ 作風がデザインコンセプトと整合する作家
- ・ 設計から竣工まで，適宜，周囲の景観を含む施設全体のデザインを監修し，助言等の求めに応じられる作家
- ・ コンクール等での受賞歴があるなど，広く活躍している作家
- ・ 本市の地域特性や特色を理解している作家

※<sub>2</sub> モニュメントのデザインコンセプト，制作方法等についてより専門的な見地から意見交換するため，平成28年度に開催した有識者会議

---

## 6 管理・運営について

---

### 6-1 管理

効率的な維持管理を実現するために、旭川聖苑との一体的な管理を行います。

### 6-2 埋蔵者の確認

“市民のお墓”であるこの施設に眠る人たちと旭川との関わりや生きた証として、氏名、没年が容易に確認できる方法を取り入れ、また、設備等の耐久性や維持管理への負担について十分配慮した墓誌を設置します。

具体的な方法として、氏名等を石版に彫った墓誌を設置するのではなく、旭川聖苑の施設内等においてデータ管理した情報により氏名、没年等を確認できるような形態を想定しています。

### 6-3 トイレ・駐車場・休憩所等

身体に障害のある方も利用できるトイレや広さのある駐車場、雨天時など一時的に屋内に待機できる施設として、隣接する旭川聖苑の既存設備を共同利用するものとします。

その際には、旭川聖苑を利用される方にも配慮した使用方法とするほか、同苑の設備充実を図るなど、両施設の利用者の利便性向上に努めます。

### 6-4 その他

将来的な墓地の需要見通しを踏まえた上で、合葬式施設の整備を、既存の市営墓地の承継手続などの周知につながる機会とするなど、総合的な視点から市営墓地全体のより適正な維持管理に努めます。

ただし、合葬式施設が先祖を敬う気持ちを希薄にするような施設になることがないよう留意した維持管理に努めます。

## 7 使用料等

### 7-1 使用料

使用料は建設費，維持管理費，埋蔵予定数等の数値的根拠に加え，道内他都市の事例を参考にするとともに，市民アンケートの結果から，5万円以内を目安に決定してまいります。

### 7-2 使用者の範囲

市民であった方，過去に市に住んでいた方，遺族が市民の方など，他都市の条件を参考とし，具体的な使用者の範囲を決定してまいります。

また，様々な都市機能を有する本市が，道北の拠点都市としての役割を果たすため，近郊町（上川中部定住自立圏を形成する8町）を居住地とする使用者の範囲についても検討してまいります。

なお，この合葬式施設は，いわゆる無縁墓とは異なるものであるという認識に沿った施設とし，原則，使用者となる親族等がいる方を対象とします。

※ 具体的な使用者として考えられる範囲

	使用者	故人	使用の可否	備考
居住地	市内	市内	○	
		市外	○	
	市外	市内	○	
		市外	×	近郊町検討

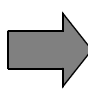
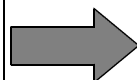
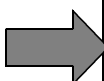
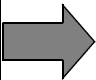

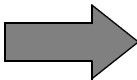
### 7-3 生前予約

合葬式施設は，通常のお墓と同様，残された親族等が利用する施設であることに加え，市民生活の安心を確保する観点から，使用者の範囲として適当な方については，生前から予約できる仕組み，手続等について，他都市の事例等を参考とし，検討します。

## 8 整備スケジュール

今後の合葬式施設の整備については、本基本計画に基づき、設計及び建設工事を実施する予定です。

- ◆ 平成28年度 : ボーリング調査
- ◆ 平成29年度 : 設計, 外構工事, 開設準備  
モニュメント制作
- ◆ 平成30年度～ : 本体工事, 使用開始

	27年度	28年度	29年度	30年度
ボーリング調査				
設計				
外構工事				
本体工事 開設準備				
モニュメント 制作				
使用開始				

## 9 概算事業費

建設にかかる事業費の概算費用を次のとおり見込みます。

また、管理費については、旭川聖苑と一体的な管理を行うことにより効率的な維持管理を行ってまいります。

項目	金額	備考
<b>■ 台座・外構部分</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボーリング調査 3,300,000円</li> <li>・ 設計費 4,400,000円</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事費 約50,000,000円</li> </ul>		外構部分の整備費用を含む。
小計	約57,700,000円	
<b>■ モニュメント</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制作費 上限 13,000,000円</li> </ul>		諸経費含む。 (材料費, 制作費, 運送費, 設置費, 打合せ費用等)
小計		
合計		